

## 人事院公示第 1 1 号

人事院は、人事院規則 8—1 8（採用試験）別表第 3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第 1 号ロ(2)、第 2 号ロ(2)、第 3 号ロ(1)及び(2)、第 4 号ロ(1)及び(2)並びに第 7 号ロ(1)及び(2)、同表入国警備官採用試験の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)、同表税務職員採用試験の項ロ、同表食品衛生監視員採用試験の項ロ(3)、同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)、同表航空管制官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表航空保安大学校学生採用試験の項ロ、同表気象大学校学生採用試験の項ロ、同表海上保安官採用試験の項ロ、同表海上保安大学校学生採用試験の項ロ並びに同表海上保安学校学生採用試験の項ロの規定に基づき、平成 2 3 年人事院公示第 1 8 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和元年 1 2 月 1 8 日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。
-

改正後	改正前
<p>人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）別表第 3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、<u>同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第 1 号ロ(2)、第 2 号ロ(2)、第 3 号ロ(1)及び(2)、第 4 号ロ(1)及び(2)並びに第 7 号ロ(1)及び(2)、同表入国警備官採用試験の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)、同表税務職員採用試験の項ロ、同表食品衛生監視員採用試験の項ロ(3)、同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)、同表航</u></p>	<p>人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）別表第 3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、<u>同表入国警備官採用試験の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第 1 号ロ(2)、第 2 号ロ(2)、第 3 号ロ(1)及び(2)、第 4 号ロ(1)及び(2)並びに第 7 号ロ(1)及び(2)、同表外務省専門職員採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表財務専門官採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表国税専門官採用試験の項ロ(2)、同表税務職員採用試験の項ロ、同表食品衛生監視員採用試験の項ロ(3)、同表労働基準監督官採用試験の項ロ(2)、同表航</u></p>

空管制官採用試験の項口(1)及び(2)、同表航空保安大学校学生採用試験の項口、同表気象大学校学生採用試験の項口、同表海上保安官採用試験の項口、同表海上保安大学校学生採用試験の項口並びに同表海上保安学校学生採用試験の項口の規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、次のとおり決定した。

1 院卒程度の者に行う採用試験関係

二 人事院規則 8—18（採用試験）（以下「規則」という。）別表第3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第1号口に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣

空管制官採用試験の項口(1)及び(2)、同表航空保安大学校学生採用試験の項口、同表気象大学校学生採用試験の項口、同表海上保安大学校学生採用試験の項口並びに同表海上保安学校学生採用試験の項口の規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、次のとおり決定した。

（新設）

1 人事院規則 8—18（採用試験）（以下「規則」という。）別表第3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第1号口に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する

医学を履修する課程を修了した者及び規則第19条の規定に基づき告知された当該採用試験の第1次試験の日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の3月までにこれらの課程のいずれかを修了する見込みの者

ロ 学校教育法第104条第7項第2号の規定に基づき大学院に相当する教育を行うと認められた課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

ハ～ホ (略)

二 (略)

2 大卒程度の者に行う採用試験関係

一 規則別表第3 国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の

課程を修了した者及び試験年度の3月までにこれらの課程のいずれかを修了する見込みの者

二 学校教育法第104条第7項第2号の規定に基づき大学院に相当する教育を行うと認められた課程を修了した者及び規則第19条の規定に基づき告知された当該採用試験の第1次試験の日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の3月までに当該課程を修了する見込みの者

三～五 (略)

2 (略)

(新設)

3 規則別表第3 国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ

項口(2)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第1号口(2)及び第2号口(2)、同表国税専門官採用試験の項口(2)並びに同表労働基準監督官採用試験の項口(2)に規定する「人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項口(1)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項口(1)、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第3号口(1)、第4号口(1)及び第7号口(1)、同表外務省専門職員採用試験の項口(1)、同表財務専門官採用試験の項口(1)並びに同表航空管制官採用試験の項口(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」並びに同表海上保安官採用試験の項口に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

イ～ホ （略）

二 規則別表第3 国家公務員採用

(2)に規定する「人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」及び同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項口(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

二～五 （略）

4 規則別表第3 国家公務員採用一

一般職試験（大卒程度試験）の項口(2)、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項口(2)及び同表財務専門官採用試験の項口(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

イ・ロ （略）

ハ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、次に掲げるいずれかの課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者（(2)に掲げる課程に係るこれらの者にあつては、当該課程への入学が平成29年4月1日前である者に限る。）

(1)・(2) （略）

ニ （略）

ホ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開

一般職試験（大卒程度試験）の項口(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

二・三 （略）

三 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、次に掲げるいずれかの課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者（ロに掲げる課程に係るこれらの者にあつては、当該課程への入学が平成29年4月1日前である者に限る。）

イ・ロ （略）

四 （略）

五 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専

発<sub>ハ</sub> 大学校の専門課程（以下この<sub>ハ</sub>において「短期大学校等の専門課程」という。）又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程を修了した者及び試験年度の3月までに短期大学校等の専門課程又は当該特定専門課程を修了する見込みの者

へ・<sub>ト</sub> （略）

チ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間2年以上のものに限る。）の卒業生及び試験年度の3月までに当該課程を卒業する見込みの者

門課程（以下この<sub>号</sub>において「短期大学校等の専門課程」という。）又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程を修了した者及び試験年度の3月までに短期大学校等の専門課程又は当該特定専門課程を修了する見込みの者

六・<sub>七</sub> （略）

ハ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）第148条の規定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構となった旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構を含む。）において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間2年以上のものに限る。）の卒業生及び試験年度の3月までに当該課程を卒業する見込

リ (略)  
(削る)

みの者

九 (略)

5 規則別表第3 国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、次に掲げる者とする。

一 試験年度の4月1日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して2年以上5年未満の者であって、規則別表第3 国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号イに該当しないもの

二 試験年度の4月1日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して5年を経過した者であって、次に掲げるもの

イ 学校教育法に基づく高等専門学校第3学年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び試験年度の3月まで

に当該課程を修了する見込み  
の者

ロ 学校教育法第90条第2項  
の規定に基づき大学に入学し  
たことのある者であって、試  
験年度の4月1日において、  
大学に入学した日の翌日から  
起算して2年を経過していな  
いもの

ハ 学校教育法施行規則第15  
0条第2号の規定に基づき文  
部科学大臣が高等学校の課程  
と同等の課程を有するものと  
して認定した在外教育施設の  
当該課程を修了した者であっ  
て、試験年度の4月1日にお  
いて、当該課程を修了した日  
の翌日から起算して2年を経  
過していないもの及び試験年  
度の3月までに当該課程を修  
了する見込みの者

ニ 学校教育法に基づく専修学  
校の高等課程のうち、学校教  
育法施行規則第150条第3  
号の規定に基づき文部科学大  
臣が指定した課程を修了した

者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

ホ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者であって、試験年度の4月1日において、当該試験に合格した日の翌日から起算して2年を経過していないもの

ヘ 独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科の卒業者であって、試験年度の4月1日において、当該本科を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び試験年度の3月までに当該本科を卒業する見込みの者

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び外国において試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

四 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の4月1日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して2年を経過していないもの

五 昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

六 昭和56年文部省告示第15

3号第1号に規定する検定に合格した者であって、試験年度の4月1日において、当該検定に合格した日の翌日から起算して2年を経過していないもの、同告示第2号から第5号までに規定する課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

(削る)

6 規則別表第3 国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第2号に規定する「人事院が当該者に準ずると認める者」は、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して5年を経過した者（同項第1号イ又はロに該当する者を除く。）とする。

(削る)

7 規則別表第3 皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第3項に掲げる者とする。

(削る)

8 規則別表第3 皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項口(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項に掲げる者とする。

(削る)

9 規則別表第3 皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第1号口に規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、第5項に掲げる者とする。この場合において、同項第1号及び第2号中「5年」とあるのは「8年」と、同号及び同項第3号から第6号までの規定中「2年を」とあるのは「5年を」とする。

(削る)

10 規則別表第3 皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第2号に規定する「人事院が当該者に準ずると認める者」は、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して8年を経過した者（同項第1号イ又はロに該当する者を除く。）とする。

(削る)

11 規則別表第3 入国警備官採用試験の項第1号口に規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認め

(削る)

る者」は、第5項に掲げる者とする。  
この場合において、同項第1号及び第2号中「5年」とあるのは「8年」と、同号及び同項第3号から第6号までの規定中「2年を」とあるのは「5年を」とする。

(削る)

12 規則別表第3 入国警備官採用試験の項第2号に規定する「人事院が当該者に準ずると認める者」は、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して8年を経過した者（同項第1号イ又はロに該当する者を除く。）とする。

13 規則別表第3 法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第1号ロ(2)及び第2号ロ(2)に規定する「人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」並びに同項第3号ロ(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第3項に掲げる者とする。

三 規則別表第3 法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第3号ロ(2)、第4号ロ(2)及び第7号ロ(2)に規定する「人事院がこれ

14 規則別表第3 法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第3号ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

らの者と同等の資格があると認める者」は、前号イからハまで、ホ及びトに掲げる者とする。

(削る)

」は、第4項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる者とする。

15 規則別表第3法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第4号ロ(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第3項に掲げる者とする。

(削る)

16 規則別表第3法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第4号ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる者とする。

(削る)

17 規則別表第3法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第7号ロ(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第3項に掲げる者とする。

(削る)

18 規則別表第3法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第7号ロ(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる者

(削る)

四 規則別表第3外務省専門職員採用試験の項口(2)及び同表航空管制官採用試験の項口(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第2号イからハまで及びトに掲げる者とする。

(削る)

(削る)

(削る)

とする。

19 規則別表第3外務省専門職員採用試験の項口(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第3項に掲げる者とする。

20 規則別表第3外務省専門職員採用試験の項口(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる者とする。

21 規則別表第3財務専門官採用試験の項口(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第3項に掲げる者とする。

22 規則別表第3財務専門官採用試験の項口(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項に掲げる者とする。

23 規則別表第3国税専門官採用試験の項口(2)に規定する「人事院が(1)に掲げる者と同等の資格がある

(削る)

五 規則別表第3食品衛生監視員採用試験の項口(3)に規定する「人事院が(1)又は(2)に掲げる者と同等の資格があると認める者」は、都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）において所定の課程を修了した者又は試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者であって、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校を卒業したもの及び試験年度の3月ま

と認める者」は、第3項に掲げる者とする。

24 規則別表第3 税務職員採用試験の項口に規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、第5項に掲げる者とする。この場合において、同項第1号及び第2号中「5年」とあるのは「6年」と、同号及び同項第3号から第6号までの規定中「2年を」とあるのは「3年を」とする。

25 規則別表第3食品衛生監視員採用試験の項口(3)に規定する「人事院が(1)又は(2)に掲げる者と同等の資格があると認める者」は、都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）において所定の課程を修了した者又は試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者であって、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備

で国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校を卒業する見込みのものとする。

(削る)

(削る)

- 3 高卒程度の者に行う採用試験関係
- 二 規則別表第3 国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の

に関する法律（平成27年法律第70号）附則第9条第1項の規定により解散した旧独立行政法人水産大学校を含む。以下この項において「水産大学校」という。）を卒業した者及び試験年度の3月までに水産大学校を卒業する見込みの者とする。

26 規則別表第3 労働基準監督官採用試験の項口(2)に規定する「人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」及び同表航空管制官採用試験の項口(1)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第3項に掲げる者とする。

27 規則別表第3 航空管制官採用試験の項口(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第4項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる者とする。

(新設)

項第1号ロに規定する「人事院  
がイに掲げる者に準ずると認め  
る者」は、次に掲げる者とする。

イ 試験年度の4月1日におい  
て、学校教育法に定める義務  
教育を終了した日から起算し  
て2年以上5年未満の者であ  
って、規則別表第3国家公務  
員採用一般職試験（高卒程度  
試験）の項第1号イに該当し  
ないもの

ロ 試験年度の4月1日におい  
て、学校教育法に定める義務  
教育を終了した日から起算し  
て5年を経過した者であって  
、次に掲げるもの

(1) 学校教育法に基づく高等  
専門学校第3学年の課程  
を修了した者であって、試  
験年度の4月1日において  
、当該課程を修了した日の  
翌日から起算して2年を経  
過していないもの及び試験  
年度の3月までに当該課程  
を修了する見込みの者

(2) 学校教育法第90条第2

項の規定に基づき大学に入学したことがある者であつて、試験年度の4月1日において、大学に入学した日の翌日から起算して2年を経過していないもの

(3) 学校教育法施行規則第150条第2号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者であつて、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

(4) 学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第3号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定

める日以後に修了した者に  
限る。) であって、試験年  
度の4月1日において、当  
該課程を修了した日の翌日  
から起算して2年を経過し  
ていないもの及び試験年度  
の3月までに当該課程を修  
了する見込みの者

(5) 高等学校卒業程度認定試  
験規則（平成17年文部科  
学省令第1号）に規定する  
高等学校卒業程度認定試験  
に合格した者であって、試  
験年度の4月1日において  
、当該試験に合格した日の  
翌日から起算して2年を経  
過していないもの

(6) 独立行政法人海技教育機  
構の海技士教育科海技課程  
の本科の卒業者であって、  
試験年度の4月1日におい  
て、当該本科を卒業した日  
の翌日から起算して2年を  
経過していないもの及び試  
験年度の3月までに当該本  
科を卒業する見込みの者

ハ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び外国において試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

ニ 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の4月1日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して2年を経過していないもの

ホ 昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの

者

一 昭和56年文部省告示第153号第1号に規定する検定に合格した者であって、試験年度の4月1日において、当該検定に合格した日の翌日から起算して2年を経過していないもの、同告示第2号から第5号までに規定する課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していないもの及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

二 規則別表第3国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第2号に規定する「人事院が当該者に準ずると認める者」は、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して5年を経過した者（同項第1号イ又はロに該当する者を除く。）とする。

三 規則別表第3皇宮護衛官採用

試験（高卒程度試験）の項第1号ロ及び同表入国警備官採用試験の項第1号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」については、第1号の規定を準用する。この場合において、同号イ及びロ中「5年」とあるのは「8年」と、同号ロからへまでの規定中「2年を」とあるのは「5年を」と読み替えるものとする。

四 規則別表第3 皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第2号及び同表入国警備官採用試験の項第2号に規定する「人事院が当該者に準ずると認める者」については、第2号の規定を準用する。この場合において、同号中「5年」とあるのは「8年」と、「同項第1号イ又はロ」とあるのは「同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第1号イ若しくはロ又は同表入国警備官採用試験の項第1号イ若しくはロ」と読み替えるものとする。

五 規則別表第3 税務職員採用試験の項口に規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」については、第1号の規定を準用する。この場合において、同号イ及びロ中「5年」とあるのは「6年」と、同号ロからへまでの規定中「2年を」とあるのは「3年を」と読み替えるものとする。

六 (略)

イ～三 (略)

ホ 高等学校卒業程度認定試験規則に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令第8条第1項ただし書の規定の適用を受ける者であって、試験年度の4月1日における年齢が17歳以上のものを含む。）であって、試験年度の4月1日において、当該試験に合格した日（同項ただし書の規定の適用を受ける者にあつては、18歳に達した日の翌日）の翌日から起算して3年を経過していないもの

28 (略)

一～四 (略)

五 高等学校卒業程度認定試験規則に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者であつて、試験年度の4月1日において、当該試験に合格した日の翌日から起算して3年を経過していないもの（高等学校卒業程度認定試験規則第8条第1項ただし書の規定の適用を受ける者であつて、試験年度の4月1日における年齢が17歳以上のものを含む。）

へ・ト (略)

チ 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を有する者であつて、試験年度の4月1日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して3年を経過していないものうち、試験年度の4月1日における年齢が17歳以上のもの

リ・ヌ (略)

七 規則別表第3気象大学校学生採用試験の項口及び同表海上保安大学校学生採用試験の項口に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」については、前号の規定を準用する。この場合において、同号イからヌまでの規定中「3年を」とあるのは、「2年を」と読み替えるものとする。

(削る)

六・七 (略)

八 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を有する者であつて、試験年度の4月1日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して3年を経過していないもの

九・十 (略)

29 規則別表第3気象大学校学生採用試験の項口に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、前項に掲げる者とする。この場合において、同項各号中「3年を」とあるのは、「2年を」とする。

30 規則別表第3海上保安大学校学生採用試験の項口に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、第28項に掲げる者とする。この場合にお

八 規則別表第3海上保安学校学生採用試験の項口に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」については、第6号の規定を準用する。この場合において、同号イから又までの規定中「3年を」とあるのは、「12年を」と読み替えるものとする。

(削る)

いて、同項各号中「3年を」とあるのは、「2年を」とする。

31 規則別表第3海上保安学校学生採用試験の項口に規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法に基づく高等専門学校の第3学年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して5年を経過していないもの及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者（採用試験が同一年度に2回行われる場合における初回の採用試験にあつては、当該課程を修了した者であつて、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して6年を経過していないもの）

(削る)

二 学校教育法第90条第2項の規定に基づき大学に入学したことがある者であって、試験年度の4月1日において、大学に入学した日の翌日から起算して5年を経過していないもの（採用試験が同一年度に2回行われる場合における初回の採用試験にあつては、同項の規定に基づき大学に入学したことがある者であつて、試験年度の4月1日において、大学に入学した日の翌日から起算して6年を経過していないもの）

(削る)

三 学校教育法施行規則第150条第2号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者であつて、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して5年を経過していないもの及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者（採用試験が同一年度に2回行われる

(削る)

場合における初回の採用試験にあつては、当該課程を修了した者であつて、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して6年を経過していないもの及び試験年度の9月までに当該課程を修了する見込みの者)

四 学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第3号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。以下この号において「課程修了者」という。）であつて、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して5年を経過していないもの及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者（採用試験が同一年度に2回行われる場合における初回の採用試験にあつては、課程修了者であつて、試験年度の4月1日に

(削る)

において、当該課程を修了した日  
の翌日から起算して6年を経過  
していないもの及び試験年度の  
9月までに当該課程を修了する  
見込みの者)

五 高等学校卒業程度認定試験規  
則に規定する高等学校卒業程度  
認定試験（以下この号において  
「認定試験」という。）に合格  
した者（同令第8条第1項ただ  
し書の規定の適用を受ける者で  
あって、試験年度の4月1日に  
おける年齢が17歳以上のもの  
を含む。）であって、試験年度  
の4月1日において、認定試験  
に合格した日（同項ただし書の  
規定の適用を受ける者にあつて  
は、18歳に達した日の翌日。  
以下この号において「合格日」  
という。）の翌日から起算して  
5年を経過していないもの（採  
用試験が同一年度に2回行われ  
る場合における初回の採用試験  
にあつては、認定試験に合格し  
た者（同項ただし書の規定の適  
用を受ける者であつて、試験年

度の10月1日における年齢が18歳以上のものを含む。）であって、試験年度の4月1日において、合格日の翌日から起算して6年を経過していないもの

(削る)

六 独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科の卒業者であって、試験年度の4月1日において、当該本科を卒業した日の翌日から起算して5年を経過していないもの及び試験年度の3月までに当該本科を卒業する見込みの者（採用試験が同一年度に2回行われる場合における初回の採用試験にあつては、当該本科の卒業者であつて、試験年度の4月1日において、当該本科を卒業した日の翌日から起算して6年を経過していないもの）

(削る)

七 外国において学校教育における12年の課程を修了した者であつて、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して5年を経過

していないもの及び外国において試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者（採用試験が同一年度に2回行われる場合における初回の採用試験にあつては、当該課程を修了した者であつて、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して6年を経過していないもの及び試験年度の9月までに当該課程を修了する見込みの者）

(削る)

八 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を有する者であつて、試験年度の4月1日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して5年を経過していないもののうち、試験年度の4月1日における年齢が17歳以上のもの（採用試験が同一年度に2回行われる場合における初回の採用試験にあつては、当該資格を有する者であつて、試験年度の4月1日において、当該資格を取得した日の翌日から

(削る)

起算して6年を経過していないものうち、試験年度の10月1日における年齢が18歳以上のもの)

九 昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して5年を経過していないもの又は試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の4月1日における年齢が17歳以上のもの(採用試験が同一年度に2回行われる場合における初回の採用試験にあっては、当該課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して6年を経過していないもの又は試験年度の9月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の10月1日における年齢が18歳以上の

(削る)

もの)

十 昭和56年文部省告示第153号第1号に規定する検定に合格した者であって、試験年度の4月1日において、当該検定に合格した日から起算して5年を経過していないもの、同告示第2号から第5号までに規定する課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して5年を経過していないもの又は試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の4月1日における年齢が17歳以上のもの  
(採用試験が同一年度に2回行われる場合における初回の採用試験にあつては、当該検定に合格した者であって、試験年度の4月1日において、当該検定に合格した日から起算して6年を経過していないもの、当該課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算

して6年を経過していないもの  
又は試験年度の9月までに当該  
課程を修了する見込みの者のう  
ち、試験年度の10月1日にお  
ける年齢が18歳以上のもの)

(新設)

九 海上保安学校学生採用試験が  
同一年度に2回行われる場合に  
おける初回の当該採用試験につ  
いて、規則別表第3海上保安学  
校学生採用試験の項口に規定す  
る「人事院がイに掲げる者と同  
等の資格があると認める者」は  
、前号の規定にかかわらず、次  
に掲げる者とする。

イ 学校教育法に基づく高等専  
門学校の第3学年の課程を修  
了した者であって、試験年度  
の4月1日において、当該課  
程を修了した日の翌日から起  
算して13年を経過していな  
いもの

ロ 学校教育法第90条第2項  
の規定に基づき大学に入学し  
たことのある者であって、試  
験年度の4月1日において、  
大学に入学した日の翌日から

起算して13年を経過して  
いないもの

ハ 学校教育法施行規則第150条第2号の規定に基づき文  
部科学大臣が高等学校の課程  
と同等の課程を有するものと  
して認定した在外教育施設の  
当該課程を修了した者であっ  
て、試験年度の4月1日にお  
いて、当該課程を修了した日  
の翌日から起算して13年を  
経過していないもの及び試験  
年度の9月までに当該課程を  
修了する見込みの者

ニ 学校教育法に基づく専修学  
校の高等課程のうち、学校教  
育法施行規則第150条第3  
号の規定に基づき文部科学大  
臣が指定した課程を修了した  
者（同号の規定に基づき文部  
科学大臣が定める日以後に修  
了した者に限る。）であって  
、試験年度の4月1日におい  
て、当該課程を修了した日の  
翌日から起算して13年を経  
過していないもの及び試験年

度の9月までに当該課程を修了する見込みの者

ホ 高等学校卒業程度認定試験規則に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令第8条第1項ただし書の規定の適用を受ける者であつて、試験年度の10月1日における年齢が18歳以上のものを含む。）であつて、試験年度の4月1日において、当該試験に合格した日（同項ただし書の規定の適用を受ける者にあつては、18歳に達した日の翌日）の翌日から起算して13年を経過していないもの

へ 独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科の卒業者であつて、試験年度の4月1日において、当該本科を卒業した日の翌日から起算して13年を経過していないもの

ト 外国において学校教育における12年の課程を修了した

者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して13年を経過していないもの及び外国において試験年度の9月までに当該課程を修了する見込みの者

チ 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の4月1日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して13年を経過していないもののうち、試験年度の10月1日における年齢が18歳以上のもの

リ 昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の4月1日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して13年を経過していないもの又は試験年度の9月まで

に当該課程を修了する見込み  
の者のうち、試験年度の10  
月1日における年齢が18歳  
以上のもの

又 昭和56年文部省告示第1  
53号第1号に規定する検定  
に合格した者であって、試験  
年度の4月1日において、当  
該検定に合格した日の翌日か  
ら起算して13年を経過して  
いないもの、同告示第2号か  
ら第5号までに規定する課程  
を修了した者であって、試験  
年度の4月1日において、当  
該課程を修了した日の翌日か  
ら起算して13年を経過して  
いないもの又は試験年度の9  
月までに当該課程を修了する  
見込みの者のうち、試験年度  
の10月1日における年齢が  
18歳以上のもの

4・5 (略)

32・33 (略)

2 この決定による改正は、令和2年1月1日から効力を発生する。